

公立南砺中央 病院	南砺市梅野2007番地5	南砺市	自 令和3年4月1日 至 令和6年3月31日
--------------	--------------	-----	---------------------------

富山県告示第77号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月26日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
主要地方道 富山八尾線	富山市八尾町小長谷字石坂6番14から	変更前		最大 33.6 最小 30.5	11.6	富山土木 センター
	富山市八尾町小長谷字石坂6番14まで	変更後		最大 34.4 最小 31.3	11.6	
国道 472号	射水市青井谷61番8から 射水市青井谷1678番3まで	変更前		最大 13.8 最小 5.6	280.2	高岡土木 センター
		変更後		最大 21.2 最小 11.0	280.2	
主要地方道 新湊庄川線	射水市下条2208番から 射水市島1315番3まで	変更前		最大 18.5 最小 9.9	313.0	高岡土木 センター

	射水市下条2209番2から 射水市島1315番3まで	変更後		最大 19.5 最小 16.7	313.0	
県道 小杉吉谷線	射水市青井谷1679番3から 射水市青井谷 735番まで	変更前		最大 10.8 最小 7.0	205.6	高岡土木 センター
	射水市青井谷1679番3から 射水市青井谷 744番2まで	変更後		最大 21.6 最小 11.6	199.1	
主要地方道 高岡砺波線	砺波市杉木字大河原1693番2から	変更前		最大 21.7 最小 10.8	100.0	砺波土木 センター
	砺波市杉木二丁目 212番まで	変更後		最大 22.4 最小 10.8	100.0	
県道 才川七法林 寺線	南砺市舘 509番から 南砺市竹内 156番まで	変更前		最大 20.0 最小 6.5	803.7	砺波土木 センター
		変更後		最大 19.6 最小 11.0	806.1	

富山県告示第78号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月26日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
主要地方道 富山八尾線	富山市八尾町小長谷字石坂6番14から 富山市八尾町小長谷字石坂6番14まで	令和3年2月26日	富山土木 センター
県道 小杉吉谷線	射水市青井谷1679番3から 射水市青井谷744番2まで	令和3年2月26日	高岡土木 センター
県道 才川七法林寺 線	南砺市竹内214番2地先から 南砺市竹内276番まで	令和3年2月26日	砺波土木 センター

富山県告示第79号

木流川水系木流川に係る洪水浸水想定区域等の指定について

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項の規定により、木流川水系木流川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を別紙関係図面のとおり指定したので、同条第3項の規定により公表する。

「別紙関係図面」は省略し、当該図面を富山県土木部河川課及び富山県新川土木センター入善土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、令和元年6月14日付け富山県告示第285号のうち、木流川水系木流川は、廃止する。

令和3年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第80号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条

第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 氷見都市計画道路

(名称) 3・4・3号 環状南線

3・4・4号 朝日丘稲積線

3・5・15号 中伊勢村上線

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

氷見市中央町、比美町、加納、諏訪野、栄町、稲積、朝日丘、朝日本町、幸町、北大町、丸の内の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

氷見市建設部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第81号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画道路

(名称) 3・4・443号 中田南北線

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

高岡市中田、中田字移田野及び中田字木村の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

高岡市都市創造部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第82号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画道路

(名称) 3・3・102号 富山高岡8号バイパス線

3・4・219号 北代線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

富山市金山新字天惣割、金山新南、八ヶ山字向田、八町東、八町中、北代字江先、大塚字法京、大塚字観音堂、本郷北部、本郷字海老塚及び本郷字天笠坪の各一部

(2) 変更した部分

富山市金泉寺、三上字前田割、三上字石橋割、小西、小西字八束苜割、小西字上穴田割、新屋字合田割、飯野字向梅子割、豊田本町三丁目、下富居一丁目字勝膳割、豊田町二丁目、豊田町二丁目字前田割、豊田本町二丁目、豊田町一丁目、栗島町一丁目字畠田割、栗島町一丁目字内四百歩、栗島町一丁目字外四百歩割、栗島町一丁目字中半反東割、栗島町一丁目字中半田割、中島一丁目字流田割、中島一丁目字三百割、中島一丁目字外幅割、中島一丁目字立割、上野新町、金山新東、金山新中、宮尾、田尻東、田尻南、田尻西、寺島、八ヶ山、八町南、八町、北代北部、北代中部、高木東、大塚東、大塚西、大塚南、高木西、本郷東部、本郷中部、本郷西部及び射水市白石の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

富山市活力都市創造部都市計画課

射水市都市整備部都市計画課

高岡市都市創造部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第83号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

令和3年2月26日

- (1) 委託業務の名称及び数量
富山県警察文書管理システム開発業務委託 一式
- (2) 委託業務の仕様等
入札説明書による。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (4) 委託業務の実施場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 富山県内に事業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める提出書類（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限

令和3年4月7日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部情報管理課電算運用開発係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書と仕様書の交付方法

令和3年2月26日から同年3月31日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和3年4月20日 午前10時

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 令和3年4月20日 午前10時

(2) 開札場所 〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県警察本部9階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、受託に要する一切の費用を見積るものとする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金

額)とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した業務を履行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

11 Summary

- (1) Contract detail:
Outsourcing construction of 'Toyama Prefectural Police Document management system'
1 set
- (2) Your bid must be delivered not later than 10:00 a.m. on April 20, 2021
- (3) Contact point for notification:

Information Management Division, Police Administration Department

Toyama Prefectural Police Headquarters

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8570 Japan

Phonenumber: 076-441-2211